

「まつやま農林水産物ブランド認定産品」を用いた ライブコマース運営等業務委託

1. 委託業務名

「まつやま農林水産物ブランド認定産品」を用いたライブコマース運営等業務委託

2. 目的

松山市の農林水産業の活性化に貢献するため、「まつやま農林水産物ブランド化推進協議会」は、高品質で生産者の商品に対する「想い」が強く込められた松山産の安全・安心な農林水産物及び加工品を「まつやま農林水産物ブランド」に認定している。

「まつやま農林水産物ブランド」のブランド力を高め、「まつやま農林水産物ブランド認定産品」(以下、「ブランド産品」という。)の認知度の向上や消費の拡大、販路の開拓につなげるため、ライブコマースを実施するとともに、新たな販売形式・PR手法としてのライブコマースの活用の有効性や視聴者への訴求効果を検証する。

3. 適用基準等

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、松山市契約規則等の関係法令に準じ実施しなければならない。

4. 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日

5. 履行場所

まつやま農林水産物ブランド化推進協議会会長が指定する場所

6. 業務の内容

①事前準備

・「まつやま農林水産物ブランド」の知名度や認知度を高め、ブランド産品全体のブランド力を向上させることができ、さらに、生産者や加工事業者が直接消費者にこだわり等を伝えることができるような内容となるよう、ライブコマースの全体構成を企画すること。その際、ブランド産品の魅力を単にPRするだけにとどまらず、「販売」も意識した内容とすること。

・ライブコマースで取り扱う商品は、「ブランド産品」及び「ブランド産品を使用した加工品(既存の商品でもライブコマースのために新たに開発した新商品でもどちらでも構わない。)」とし、ブランド産品の旬や販売ターゲットを踏まえ、発注者と協議し決定すること。その際、販売ターゲットにあわせ、生産者等が通常取り扱っている商品ラインナップに限らず、受託者側において小分けや詰合せなどの新たな商品価値の提案も検討すること。

・生産者等との商品・価格の設定、精算方法、撮影地の事前調査・選定及び撮影交渉、その他販売に必要な調整を行うこと。特に、価格設定については、生産者等に金銭的負担が発生しないよう、協議の上、決定すること。

- ・ライブコマースを配信するプラットフォームの決定については、想定される視聴者数や紹介する商品の
特徴、販売ターゲット等を踏まえ、複数のプラットフォームから比較検討した上で行うこと。
- ・上記の調整結果等を踏まえた上で、効果分析のための KPI を設定し、ライブ配信当日の工程表と
ともに、発注者に提出すること。

②事前広報

- ・多数の視聴者及び購入者数を確保するため、ライブコマースの実施前に愛媛県内外で事前広報を
行うこと。
- ・広報媒体、期間(前日、当日含む。)、頻度等を記載した広報計画を作成し、発注者に提出すること。

③ライブコマースの実施

- ・受託者は、視聴者がスマートフォン等を使用してライブ配信に出演する生産者等とリアルタイムでや
りとりを行いながら、画面上で買い物ができる仕組みを構築し、実施すること。
- ・1日に1時間放送するプランを2日以上実施すること。実施時期については、各ブランド商品の旬の
時期等を考慮しながら、発注者と協議の上、決定すること。
- ・受託者は、出演者と消費者とのやりとりを円滑に進めるために、ライブコマースやテレビの生配信(放
送)等の出演経験がある進行役を手配すること。
- ・受託者は、ライブ配信に関するガイドライン等を設け、出演者や視聴者等が、社会通念上不適切と
捉えられかねない発言、行動を防止するための対策を講じること。
- ・受託者は、商品購入後に速やかに購入者の元へ商品が届く仕組みを構築すること。
- ・受託者は、ライブ配信後、購入者からの注文情報をとりまとめ、速やかに生産者等に発送依頼をす
ること。
- ・受託者から生産者等への商品代金等の支払いは、事前に生産者等と受託者が調整し申し合わせ
した方法に基づき、速やかに処理すること。

④ライブコマース終了後の報告

受託者は各回の終了後、配信の進行順序、商品の見せ方、紹介する際の発言内容等を振り返り、
事前に設定した KPI を改善策とともに、次回に改善策が反映できるタイミングまでに書類で発注者に
提出すること。最終回分については、終了後速やかに書類で提出すること。

⑤事業実施報告書の提出

以下の内容を記載した事業実施報告書を提出すること。

- ・各回の実施結果
- ・販売形式・PR手法としてのライブコマースの有効性や視聴者に対する訴求効果の分析結果
- ※本事業で実施したライブコマースのほか、ブランド協議会での過去の実績、他自治体・民間
企業等での事例も踏まえること。
- ※日本のライブコマースの市場規模や普及状況、今後の見通し等も踏まえること。
- ・まつやま農林水産物ブランドの認定団体や生産者等が独自でライブコマースを実施する場合を
想定したライブコマースのノウハウや注意点等

7. 成果品

以下の成果品をまつやま農林水産物ブランド化推進協議会会長が指定する場所に納品すること。

- (1) 事業実施報告書及び分析資料(A4サイズ) 1部
- (2) 上記成果品の電子データ一式

※電子データは、PDF、Microsoft Office Word、Excel、または、ai データ形式とする。ただし、動画についてはmp4形式とする。これらの形式によりがたい場合は、発注者と協議の上、提出すること。

8. 成果品の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて発注者に帰属するものとする。受託者は成果品又は収集した資料を善良な管理の下5年間保存し、発注者の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。

9. 資料の貸与

- (1) 受託者が業務を遂行する過程で必要とする発注者等の資料、備品等(以下「備品等」という。)を無償で受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、業務が終了した場合、その他合理的な理由により発注者が返却を要求した場合、貸与された備品等を速やかに発注者に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された発注者の備品等の取り扱いについては、善良な管理者としての注意を払わなければならないものとする。

10. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、あらかじめ書面にて報告し、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

11. 機密の保持

受託者は、本業務において知り得た情報について、他に漏洩又は引用してはならない。なお、この契約が終了し又は解除された後も同様とする。

12. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13. 業務責任者

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する従事員及び責任者を選任し、その氏名等を発注者に通知するものとし、当該従事員等を交替させる場合も同様とする。

また、責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

14. 損害賠償責任等

受託者は、業務の実施に関し故意又は過失により発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は、双方協議の上、決定する。

15. 疑義

本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに協議を行うこととする。